京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱

平成１４年　３月２８日　都市計画局長決定
平成１５年　４月　１日　改　　正
平成１９年　３月２６日　全　部　改　正
平成２２年　４月　１日　改　　正
平成２３年　４月　１日　改　　正
平成２４年　４月２７日　改　　正
平成２７年　３月３１日　改　　正
平成２８年　４月２８日　改　　正
平成３０年　４月　１日　改　　正
令和２年　２月１０日　改　　正
令和３年　４月　１日　改　　正
令和６年　９月１２日　改　　正

（趣旨）
第１条　この要綱は、「京都市都市計画局設計業務受託候補者選定要綱」（以下「選定要綱」という。）第３条第５項に基づき、都市計画局内に置く設計業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の構成その他の所掌事務等を定めるものとする。

（用語）
第２条　この要綱において使用する用語は、選定要綱において使用する用語の例による。

（委員会の所掌事務）
第３条　委員会は、選定要綱に定めるもののほか、この要綱及び選定要綱の改正に関する事項について調査、検討を行うものとする。
２　委員会が特に必要と認めた場合は、設計業務委託の受託候補者の選定に関して、前項に規定する事項以外のことを調査、検討することができる。

（委員会の構成）
第４条　委員会は、別表第１に掲げる委員をもって構成する。
２　委員会には、委員長及び副委員長１名を置き、委員長には都市企画部長、副委員長には住宅室技術担当部長を充てる。
３　委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。
４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
５　委員会は、受託候補者の選定に関する審議に当たり、事業所管部局の部長級職員を委員会に加えるものとする。
６　前項の定めによるほか、委員会は、必要に応じて、各局の部長級職員又は課長級職員を委員会に呼び、意見を聴取することができる。

（委員会の会議及び議決）
第５条　委員会は、委員長の招集により開催するものとする。ただし、委員会の開催が困難であるなど、委員長が特別な事情があると認めた場合は、委員に対する議事の回付によってこれに代えることができる。
２　委員会は、委員長が議長となり議事を進行する。
３　委員会は、委員の３分の２以上の出席により成立するものとする。
４　委員会の議事は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数の場合には議長が決するものとする。

（設計業務受託候補者選定部会の設置）
第６条　委員会が必要と認めた場合は、委員会に設計業務受託候補者選定部会（以下「部会」という。）を置き、選定要綱第４条第２号に規定する公募型簡易プロポーザルによる受託候補者の選定に係る事務を委任することができる。
２　前項の規定により部会に委任する場合は、選定要綱における「委員会」を「部会」、「委員長」を「部会長」、「委員」を「部会員」と読み替えて準用する。
３　部会は、第１項の規定により委任を受けて受託候補者を選定したときは、その結果を設計担当課へ通知するとともに委員会へ報告するものとする。
４　前項の委員会への報告は、委員会の開催が困難であるなど、部会長が特別な事情があると認めた場合は、委員に対する報告書の回付によってこれに代えることができる。

（部会の構成）
第７条　部会は、別表第２に掲げる部会員をもって構成する。
２　部会には、部会長及び副部会長１名を置き、部会長には都市総務課長を、副部会長には都市総務課建築技術担当課長を充てる。
３　部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。
４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。
５　部会は、必要に応じて、事業所管部局の課長級職員を部会に加えることができる。

（部会の会議及び議決）
第８条　部会の会議は、部会長の招集により開催するものとする。
２　部会は、部会長が議長となり議事を進行する。
３　部会は、部会員の３分の２以上の出席により成立するものとする。
４　部会の議事は、出席した部会員の過半数で決するものとし、可否同数の場合には議長が決するものとする。

（庶務）
第９条　委員会及び部会の庶務は、都市企画部都市総務課において行う。

（補則）
第１０条　この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会に関する必要な事項は、別に定める。

附　則
この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１５年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月２７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月２８日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年９月１２日から施行する。

別表第１（第４条関係）

設計業務受託候補者選定委員会
都市企画部長 公共建築部長 公共建築部　設備担当部長 住宅室　技術担当部長

別表第２（第７条関係）

設計業務受託候補者選定部会
都市総務課長 都市総務課　建築技術担当課長　又は　設備技術担当課長 公共建築企画課長